

二地域居住推進議員連盟 提言

～地方創生 2.0 新たなふるさとづくりに向けて～

令和 7 年 6 月 5 日

二地域居住推進議員連盟

会長 鶴 保 庸 介

二地域居住は、都市から地方、地方から地方へと、多様な形態が想定され、都市部、地方部に関わらず、「新たなふるさとづくり」など多様なライフスタイルの実現を通して、個々人のウェルビーイングの向上につながる取組である。

また、人口減少下においても人材の交流を通じて地方の潜在能力を最大限に引き出す施策であり、昨年末に示された「地方創生 2.0 の基本的な考え方」でも「二地域居住の推進方策の具体化」が掲げられ、国としてその推進を全力で進めるべきものと位置付けられている。また、都市部からみても、社会課題の解決等を通じた新たなビジネスチャンスの創出に繋がる施策であり、地方、都市を通じて我が国全体の経済活力の創造に資する施策である。

加えて、有事の際の二次避難に平時から備える施策としても有用であり、防災・減災・国土強靱化にも資する施策であることにも注目すべきである。

こうした様々な意義を踏まえ、昨年、二地域居住を促進する改正法が成立、施行され、官民連携の取組についても「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が設立され、既に 1,000 を超える自治体・民間事業者等が参画し、取組の着実な進展が見られる。

一方で、住民票を前提とした行政の制度や慣行、企業における終身雇用を前提とした働き方など、二地域居住を進めていくに当たっての課題は多く存在する。今般、当議連として、上記プラットフォームからこうした課題の解決に向けた提言を受けたところであり、国として、そうした制度の洗い出しや見直しを進めるとともに、徐々に芽吹きつつある官民が連携した地域の取組を一層後押しするための十分な支援措置も行っていく必要がある。

当議連として、以上を踏まえ、政府に対し、次の対応をとるよう強く提言する。

記

1. 二地域居住の促進に当たっては、特に大きな負担となる交通費や住居費等が軽減される持続的なビジネスモデルの構築が必要となるため、当面は、その構築に向けたモデル的取組への財政的支援をより充実させること。
また、こうしたビジネスモデルが民間市場に普及していく際には、行政による負担軽減のための一定の支援が必要であり、その原資としてふるさと納税のより積極的な活用も検討すること。
その際には、二地域居住者の地域への関与・貢献の大きさに応じたメリットが生じるように検討すること。
なお、二地域居住を一層促進するための税財政のあり方についても、中長期的な検討を行うこと。
2. 地域活性化起業人のさらなる活用、地域おこし協力隊の任期後の地域定着に向けた支援、特定地域づくり事業協同組合制度の活用、大企業で働きながら地域での担い手にもなり得るための社内副業の促進など、二地域居住による担い手確保のため、複業・兼業をより一層促進するための施策や、社員の二地域居住に繋がる企業の本社機能の一部移転の促進に向けた施策を講じること。
3. 総務省で検討されている「ふるさと住民登録制度」について、関係人口を幅広く捉えるのみならず、地域への関与のあり方や度合いを把握することで、二地域居住者を特定、登録する仕組みとすること。
加えて、「ふるさと住民登録制度」を、行政や民間事業者等から二地域居住者への様々なサービス提供等に活用できるようにするとともに、マイナンバーカードとも連携して、スマートフォン等に二地域居住情報を表示する制度設計を進めること。
4. 二地域居住を希望・実行している者と受入地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家等の生活環境の提供などをコーディネートする人材や組織の育成・確保を支援すること。
特に、地域の創造的取組と連携した新たな事業創出の核となるキーパーソン人材の獲得などをより積極的に行えるよう、特定居住支援法人のマッチング機能の強化やその活動への支援の拡充を図ること。
加えて、仕事や暮らしに必要なサービスが持続的に確保される「地域生活圏」を支える人材確保にとって、二地域居住の促進は重要であり、このために必要な制度的・財政的支援を講じること。

5. 様々な行政分野において、住民票を前提とする制度を洗い出し、必要に応じて見直すとともに、併せて、教育、保育等の分野において、区域外就学や一時預かり保育等、二地域居住に資する現行制度の利便性向上を図っていくこと。
6. 災害が激甚化する中で、有事の際の広域避難先を確保し、復興人材の確保にも繋がる二地域居住を防災や、被災者支援、復興施策においても位置づけ、促進していくこと。
7. 国として二地域居住の意義を一層発信することで、地域の取組を後押しすること。その際には、様々な有識者や実践者を知見の共有や外部発信に活用するとともに、二地域居住の国民運動化という観点で、「ふるさと住民登録制度」については、マイナンバーカードと連携したデジタル化を進め、更新時・取得時に二地域居住の有無を確認することにより、結果として二地域居住に係る国民意識を涵養する仕組みとすること。
8. 政府は、以上に関する諸制度の見直しについて検討・実施を進めるとともに、必要な予算を令和8年度当初予算等において十分に確保すること。

以上